

令和5年第2回睦沢町議会定例会会議録

令和5年6月9日（金）午前9時開会

出席議員（13名）

1番	米倉英希	2番	島貫孝
3番	小川清隆	4番	酒井康雄
5番	丸山克雄	6番	久我眞澄
7番	久我政史	8番	麻生安夫
9番	今関澄男	11番	中村勇
12番	市原重光	13番	伊原邦雄
14番	田邊明佳		

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定による会議事件説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	田中憲一	副町長	高橋正一
総務課長	白井住三子	企画財政課長	鈴木政信
税務住民課長	秋葉秀俊	福祉課長	石井威夫
健康保険課長	小高俊一	産業建設課長	大塚晃司
会計管理者	中村優	総務課主査兼 庶務秘書班長	森川綾子
企画財政課主査兼 財政班長	田中裕也	睦沢町農業委員会 事務局局長	大塚晃司
教育長	鶴澤智	教育課長	宮崎則彰
教育課主幹 (指導主事)	藤田英和	選挙管理委員会 書記局長	白井住三子

本会議に職務のため出席した者の職氏名

事務局 長 秦 悦子 書 記 山 本 祥
書 記 岡 本 里 奈

議 事 日 程 (第 1 号)

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 陳情第 1 号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 4 陳情第 2 号 「国における 2024 年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書
- 日程第 5 一般質問
- 日程第 6 承認第 1 号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 7 承認第 2 号 睦沢町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について
- 日程第 8 承認第 3 号 令和 5 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 1 号) の専決処分の承認について
- 日程第 9 議案第 1 号 財産の処分について
- 日程第 10 議案第 2 号 契約の締結について
- 日程第 11 議案第 3 号 町道路線の認定変更について
- 日程第 12 議案第 4 号 令和 5 年度睦沢町一般会計補正予算 (第 2 号)
- 日程第 13 報告第 1 号 令和 4 年度睦沢町一般会計繰越明許費繰越計算書について
- 日程第 14 報告第 2 号 令和 4 年度睦沢町一般会計事故繰越し繰越計算書について
- 追加日程第 1 発議案第 1 号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
- 追加日程第 2 発議案第 2 号 国における 2024 年度教育予算拡充に関する意見書の提出について

◎開会の宣告

○議長（田邊明佳君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第2回睦沢町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

◎表彰状の伝達

○議長（田邊明佳君） ここで秦事務局長から報告があります。

秦局長。

○議会事務局長（秦 悦子君） お時間をいただきましたので、ご報告させていただきます。

去る5月29日に、令和5年度第1回千葉県町村議会議長会定例会が、千葉県自治会館で開催されました。その席上におきまして、自治功労者表彰が行われました。本町では、田邊明佳議長、麻生安夫議員が、11年以上議員として在職されたことにより受賞され、ここにお預かりをしております。受賞されました両議員におかれましては、誠におめでとうございます。

この自治功労者表彰につきましては、受賞の都度、本会議場で議長から伝達を行って参りました。今回も、この場をお借りいたしまして表彰状の伝達を行いたいと思いますので、皆様方のご協力をよろしくお願いいたします。

今回は、田邊議長ご自身が受賞されますので、私から報告させていただきました。

表彰状の伝達につきましては、伊原副議長からお願いしたいと思いますので、伊原副議長、田邊議長、麻生議員、演壇の前にお願ひしたいと思います。

それでは、田邊明佳議長、前のほうへお進みください。

（表彰状の伝達）

○議会事務局長（秦 悦子君） それでは、田邊明佳議長からご挨拶のほうをお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） ただいま表彰をいただきました田邊でございます。

このような栄誉ある自治功労者表彰を頂戴いたしまして、誠に光栄に存じます。

この11年、様々な経験を積ませていただきましたが、支持してくださる皆様方と、また温かく、また時には厳しく見守ってくださった議員の先輩方のおかげかと存じます。ただいまこの議場には、もう3名の先輩議員しか残っておられません、この場をお借りしまして厚くお礼申し上げます。

これからも、町の諸問題に対しまして、皆様のご助力をいただきながら尽力して参る所存でございますので、皆様のご指導、ご鞭撻のほど、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございました。（拍手）

○**議会事務局長（秦 悦子君）** それでは、続きまして麻生安夫議員、よろしくお願いいたします。

○**8番（麻生安夫君）** おはようございます。

ただいま自治功労者表彰をいただきまして、ありがとうございます。これもひとえに町の執行部、議会の皆様方、また町民の皆様方のご理解をいただいたからと受け取っております。これを機会に、ますます睦沢町の発展のために尽力を尽くしたいというふうに思いますので、よろしくお願い申し上げます。

本日はありがとうございます。（拍手）

○**議会事務局長（秦 悦子君）** それでは、以上で表彰式のほうを終わりにいたします。ご協力ありがとうございました。

◎議案審議資料の差し替え、訂正説明

○**議長（田邊明佳君）** 田中町長。

○**町長（田中憲一君）** 大変恐縮でございますが、議案の一部を差し替えいたしたく、お許しをいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○**議長（田邊明佳君）** ただいま町長から議案の一部差し替えの申出がありました。

内容について説明を願います。

白井総務課長。

○**総務課長（白井住三子君）** それでは、命によりまして差し替えの内容についてご説明をさせていただきます。

お手元に配付させていただいておりますけれども、議案第3号でございます。この議案第3号の下、2行目のところの道路法（昭和27年法律第180号）とあります。その次に第10条とございますが、この「第」という文字が漏れておりましたので、お手数をおかけして大変申し訳ございませんけれども、差し替えをお願いするものでございます。

よろしくお願いいたします。

○**議長（田邊明佳君）** 以上のとおり差し替えをお願いいたします。

◎開議の宣告

○議長（田邊明佳君） これより本日の会議を開きます。

◎諸般の報告

○議長（田邊明佳君） 日程に入る前に、諸般の報告をいたします。

地方自治法の規定による議長からの出席要求に対し、それぞれ別紙のとおり出席者の報告がありました。

次に、同じく地方自治法の規定による例月出納検査の結果について、令和5年1月分から令和5年3月分までの報告がありました。いずれも、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。

◎議会関係の報告

○議長（田邊明佳君） 次に、議会関係の報告をいたします。

去る5月25日に、今期定例会に係る議会運営委員会が開催されました。内容について丸山克雄委員長から報告があります。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） ご報告申し上げます。

去る5月25日に、田邊議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。案件は、令和5年第2回議会定例会の運営等についてであります。

今期定例会におきましては、3名の議員から一般質問の通告がされております。

議案等については、陳情2件、承認3件、議案4件、報告2件であります。

今期定例会の運営について、お手元に配付の予定表によりご説明申し上げます。

本日の日程について申し上げます。

まず最初に、日程第1といたしまして、会議録署名議員の指名を行います。

日程第2といたしまして、会期の決定を行います。会期は、協議の結果、本日1日限りといたしました。

日程第3及び日程第4といたしまして、陳情2件の審議をお願いいたします。陳情につきましては、委員会付託を省略し、本会議で決することといたしました。

続いて、日程第5といたしまして、一般質問を行います。

その後、日程第6から日程第8までは、専決処分の承認について審議をお願いいたします。

日程第9から日程第12までは財産の処分、契約の締結、町道路線の認定変更、補正予算の4議案について審議をお願いいたします。

最後に、日程第13及び日程第14といたしまして、報告2件を予定いたしました。

なお、採決の方法は、いずれも起立によりお願いいたします。

以上、今期定例会の日程につきまして申し上げます。今期定例会がスムーズに運営されますよう、議員各位並びに執行部の皆さん方の格別のご理解とご協力をお願い申し上げます。議会運営委員会からの報告を終わります。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

以上で議会関係の報告を終わります。

◎町長挨拶並びに行政報告

○議長（田邊明佳君） ここで、町長からご挨拶並びに行政報告があります。

田中町長。

○町長（田中憲一君） 皆様、おはようございます。

令和5年第2回睦沢町議会定例会の招集に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、日頃より町政の運営に格別のご理解を賜り、住民福祉の向上に向けてのご指導、ご協力に心から感謝申し上げます。また、本年度は町制施行40周年の記念の年であり、各種事業も順調にスタートいたしました。引き続き皆様と共に盛り上げていきたいと思っておりますので、ご協力をお願いいたします。

季節は、昨日6月8日、関東甲信地方が梅雨入りしたと見られると発表がありましたが、木々の緑も一層深みを増し、水稻の生育も勢いを増して来たところでございます。

このような中、先週2日から3日にかけて台風2号の影響を受け、前線の活動が活発になり、本町においては、3日早朝に土砂災害の発生の可能性が高い、大雨警報が発令されたところでございます。前日に改善センターに開設した自主避難所へ避難された方が1名、警報発令後に避難された方が1名おり、このほか、地域の自主防災組織で開設した避難所へ避難された方が数名おったところでございます。

幸いに、町内における被害状況は現在のところ確認されておりませんが、全国的には死傷者が発生しており、被災者の方々に心からお見舞い申し上げますとともに、亡くなられた方々に対しまして、深く哀悼の意を表するところでございます。

梅雨期は、大雨による災害の発生しやすい時期であります。引き続き防災対策に取り組ん

で参りたいと思っております。

さて、本定例会でご審議いただく案件につきましては、専決処分の承認3件、財産の処分等4議案及び令和4年度繰越しに係る報告2件でございます。慎重なるご審議の上、原案どおりご承認賜りますようお願いを申し上げます。

次に、行政報告をさせていただきます。

初めに、税務住民課所管のマイナンバーカードの現状及び申請についてご報告させていただきます。

全国的にマイナンバーカードの普及率が伸びており、マイナンバーカードの活用の方も増えて来ておりますが、そのような中、一部自治体において、コンビニエンスストアでの証明書交付サービス時に、申請された方とは異なる住民の方の証明書が発行されるという事象が発生いたしました。これは、当該自治体の委託業者が提供する証明書交付サービスにおいて、コンビニエンスストアで証明書を交付申請する方が増加し、取引負荷が高まったため発生したとのことであります。

これにより、総務省から全国の各自治体及びその委託業者に対し、システムの点検に関する通知がされたところでございます。本町も委託業者に対し早急に確認を指示し、同様の事象は発生していない旨の報告を受けているところでございます。

また、マイナンバーと公的給付金の受取口座をひもづける際に、本人名義でなく家族口座を登録した例や、全く別人の口座が誤って登録されている事例が報告されております。本町では、総務課において、口座ひもづけに関わる支援を希望された方に予約でお手伝いを行っておりますが、システム操作に当たっては適正な操作を心がけ、口座名義についてもご本人名義であることの確認を行うとともに、小さいお子様等口座を持っていない場合は、口座開設をお願いし対応しております。

今後も住民の皆様に安心していただけますよう、事故防止に努めて参りたいと思っております。

続いて、本町のマイナンバーカードの普及状況につきまして、昨年度は皆様にご協力をいただきながら、公民館や道の駅、福祉交流センターでの出張申請を実施いたしました。おかげをもちまして申請率は8割を超え、交付率も7割を超えたところでございます。

国では、マイナンバーカードの申請、交付のメリットとして、令和6年度中に健康保険証の一体化や運転免許証としても使えるよう調整しており、今後マイナンバーカードが皆様の生活に大きく関わって来ることから、今年度6月より、各区民センターへの出張申請受付を

計画いたしました。この機会に、身近な方で、まだマイナンバーカードを申請されていないという方がいらっしゃいましたら、議員各位におかれましてもお声がけ等をお願い出来れば幸いです。

また住民へは、毎月、出張申請を実施する区へチラシを全戸配布し、周知を図ります。今後も申請交付率向上のため、イベント会場の申請受付や、外出困難な方への訪問受付なども検討して参りたいと考えておりますので、引き続き、マイナンバーカードの申請、交付の促進にご協力をお願いいたします。

次に、企画財政課所管の当初予算に計上させていただきました、川島グリーンタウンの進捗状況についてご報告させていただきます。

令和5年度予算審査特別委員会からの指摘要望事項において、分譲地建設事業については慎重な事業の執行に努められたいという、ご意見をいただいておりますので、これまでの経緯として、まず地元への説明につきましては、3月末に川島区長を通じて、区民全員に文書をもって周知をさせていただいたところでございます。その後、本件に関する問合せ等はございませんでした。

また、農地法第5条による転用を伴う所有権移転では、その用途を住宅分譲地用地として町に所有権を移転することについて、令和5年6月1日付にて千葉県知事より許可を受けたところでございます。なお、5月9日に開催された睦沢町農業委員会総会において、ご意見をいただいた開発計画に関する指摘事項については、千葉県長生土木事務所との協議において、指摘をいただいた中で、計画の一部を修正することで同意を得たところでございます。

このことから、6月末までには土地等の売買契約を結び、8月中には工事を執行する予定でおりますので、まずもってご報告をさせていただきます。

最後に、健康保険課所管の新型コロナウイルス感染症についてご報告をいたします。

5月8日から感染症法上の位置付けが5類に変更となりましたが、新型コロナワクチン接種は、特例臨時接種として、令和5年度も自己負担なしで接種することとなりました。本町では、令和5年春開始接種として、65歳以上の対象者が速やかに接種出来るように関係機関と連携し希望調査を行い、集団接種を6月4日、先週の日曜日ではありますが、に実施いたしました。この後、あさってであります6月11日日曜日にも実施を予定をしております。

また、全ての方を対象とした令和5年秋開始接種につきましても、速やかに接種出来るよう取り組んで参りたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上私の挨拶と行政報告を申し上げます。

本日の議会定例会、よろしくお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本日お手元に配付のとおり、町長から議案の送付があり、これを受理しましたので報告いたします。

◎会議録署名議員の指名

○議長（田邊明佳君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第117条の規定により議長から指名いたします。1番、米倉英希議員、2番、島貫孝議員を指名いたします。

◎会期決定の件

○議長（田邊明佳君） 日程第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決定のとおり本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

◎陳情第1号の上程、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第3、陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

ただいま議題といたしました陳情につきましては、過去にも同趣旨の陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略

し本会議で決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) 次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) ございませぬね。

他に討論はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第1号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する陳情書を採択することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、陳情第1号は採択することに決定いたしました。

◎陳情第2号の上程、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第4、陳情第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する陳情書を議題といたします。

職員に陳情書を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

ここでお諮りいたします。

先程の陳情第1号と同様に、本陳情につきましても過去に陳情が提出され、審議された経過があります。したがって、議会運営委員会で決定のとおり、委員会付託を省略し本会議で決したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これより討論を行います。

最初に、本陳情に反対者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) ございませぬね。

次に、本陳情に賛成者の発言を許します。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) 他に討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで討論を終わります。

これから採決を行います。

陳情第2号 「国における2024年度教育予算拡充に関する意見書」採決に関する陳情書を採決することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、陳情第2号は採決することに決定いたしました。

◎一般質問

○議長(田邊明佳君) 日程第5、一般質問を行います。

一般質問につきましては、既に通告がされております。質問者並びに答弁者は、要旨を整理され簡潔に発言されますようお願いいたします。

また、通告以外の質問に答弁はされませんので、ご了承ください。

なお、念のため申し上げますが、発言については1回目を一括質問、一括答弁とし、再質問2回目以降は、大項目ごとに一問一答で行います。また、質問回数については、一括質問、一括答弁の後の一問一答について、質問内容ごとに2回までとします。

また、質問並びに答弁ですが、1回目の発言は議員、執行部ともに登壇して行うこととし、2回目以降については議員、執行部ともに自席にて行ってください。

発言時間は、従来どおり60分です。

それでは、通告順に従い順番に発言を許します。

◇ 丸 山 克 雄 君

○議長（田邊明佳君） 最初に、5番、丸山克雄議員の発言を許します。

丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 丸山克雄です。

それでは、通告事項に沿って1回目の質問をさせていただきます。

初めに、投票率を上げるための質問であります。

住民の思いや考えは、選挙における投票という方法で表明されます。したがって、出来るだけ多くの有権者の参加が望ましいわけであり、本町での投票率は、都市部の市町村と比較してやや高いほうだと認識しておりますが、さらなる向上のため、どのような広報活動をしているのでありましょか、伺います。

睦沢町では投票所が3箇所あり、旧瑞沢小学校投票所の投票率が常に高く、睦沢中学校投票所の投票率はいつも3番目であります。なぜこうなのか、町はこれまできちんと考察したことがあるのでしょうか。

さらに本町では、投票所への移動に不便を来している方が少なくありません。中でも、うぐいす里区は、以前から投票所の開設を要望されるなど、投票行動に不便を来しておられます。うぐいす里区に臨時投票所を設置することは出来ないのでしょうか。

さて、期日前投票制度が導入され、この制度を利用する有権者が増え続けております。そのためか分かりませんが、投票日当日の投票率が平準化され、特に18時以降の投票者数が少なくなって来ております。投票所関係者の負担軽減のため、これは投票率向上と矛盾するかもしれませんが、投票時間を、例えば1時間短縮して夜7時までとすることは出来るのでしょうか。投票時間を短縮することで、開票時間を早めることは大変有益なことであります。地方選挙はともあれ、国政選挙の場合、開票結果が深夜に及ぶこともあろうかと思えます。開票に関わる関係者の負担軽減のためにも、一考の余地があるのではないのでしょうか。

次に、学校建設について伺います。

この件については、3、4年前議会で討議されました。しかしながら、そのときの認識と現在では少々状況が変わって来ているように思います。田中町長におかれましては、学校建設の素案を様々に熟慮しておられると思いますが、今後この事業を進めるに当たり、重要な基本要素を何に置いているのでしょうか。また建設の時期については、いつ頃を考えているのでしょうか、伺います。

さて、町の公共施設についての考えであります。町の人口が減ることは本町においても避けがたく、それに伴い、公共施設の利用頻度の減少が予想されますが、その一方、修繕は減りません。短期・中期的なインフラ整備を考えますと、財政は楽ではないと思います。この機会に、時代に合った公共施設のありようを総合的に見直してはいかがでしょうか。

例えば、プールや体育館など、町民と児童・生徒の相互利用や多機能化を進め、公共施設の有効利用の視点を学校建設事業にも反映させていくのはいかがでしょうか、考えをお聞かせください。

以上で1回目の質問を終わります。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、丸山克雄議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、二つ目の質問であります学校建設についてお答えをさせていただき、一つ目の投票率向上については、選挙管理委員会書記長より答弁をさせていただきます。

それでは、学校建設についてお答えをいたします。

初めに、以前の認識と現在の認識が変わって来ているということで、まさに議員のおっしゃいますとおり、ご存じのように新型コロナウイルス感染症による社会構造の変化や、世界情勢の大きな変化による物価の高騰など、ここ数年間で、私たちの生活に及ぼしたものは計り知れないものがまざまざとあります。

そして、今後この事業を進めるに当たり、重要な基本要素を何に置いているか。また、建設の時期をいつ頃と考えているかのご質問ですが、本年第1回議会定例会において、米倉英希議員からの一般質問に、社会情勢や経済の動向にも注視しながら、かつ後年への町民負担等を出来るだけ回避することなども考慮した中で、内部での協議のテーブルに着きたいという答弁をさせていただいたところであります。

このことから、財政面を基本に協議検討した内容について申し上げます。

まず、過去に検討した事業費では、3年、4年前の検討した内容であります。小・中の一体型で約60億円。また一体型ではなく、小学校、中学校それぞれに特別教室を含む校舎や体育館、グラウンドなどを総合的に建設する場合の建設費になりますが、小学校、中学校それぞれ30億円から35億円程度の建設費用がかかると見込まれていました。

小・中を合わせますと60億円から70億円ということになりますが、あくまでも、先程申したとおり3年前の概算の費用であります。ご存じのように、この3年間に極端な建築資機材の物価上昇が続いております。当時と比べ3割から5割増しとなっているものや、物によっ

では倍以上に高騰した資材もあるようですので、落ち着いて来ているとはいえ、この先どういうふうに収まるのか、はっきりしたことが見通しにくい状況にあるところでございます。

また、燃料費や労務費の動向も、資機材と同様に先々の見通しがはっきりしないという社会経済情勢ということをご理解いただいた中でのご答弁とさせていただきますことを、まずもってご承知おきをください。

あくまで概算事業費、仮の事業費ということで、土地の造成やグラウンドの整備、外構の整備、土地の購入、調査費、調査設計費も含め、3年前の概算建設費で仮に65億円の建設費がかかるとした場合、当時の概算総事業費65億円から、今後も含めた物価の推移を約1.3から1.5倍、平均しますと1.4倍ということで見込み、総事業費を90億円と仮に想定した上で、お話をさせていただきます。

そのうち、国の補助金は10%以下と思われま。そうしますと、補助金は期待値を込めても10億円と見込み、後年への大きな負担を考えますと、教育施設整備基金の積立額は、少なくとも30億円以上必要であると考えております。かつ、その時点で、財政調整積立基金にも15億円以上の余裕がなければ、難しいのかと考えるところであります。

なお、財政調整積立基金は建設費として10億円程度を取り崩し、5億円程度は残高として残すようにしたいと思っておりますので、そういたしますと、それでも新たな借金は40億円になる試算であります。それまでに30億円の教育施設整備基金の積立て、これは4年度末の基金の積立てが約7億円ですので、残り23億円の積立てや、今までのいわゆる借金、40億円をおおむね返済した後でなければ新たな借金は難しいので、現実的に、ここ20年以内で今までの計画の金額でいくと、着工は不可能と言わざるを得ないところでございます。

また、小・中学校を順次建設するとしても、かつ、校舎と体育館を順次、分割をして建設するにしても、例えばですが、順番的に建設年次の早かった中学校の新校舎建設を実施するとして、新校舎の建築と旧校舎の解体などを合わせて建設費用を40億円と見込んだ場合、財政的には、建設着工前までに教育施設整備基金に15億円、財政調整積立基金にも10億円以上欲しいところであります。

財政調整積立基金には、当初予算において5年度末予定残高で約8億円、教育施設整備基金は7億円ですので、合わせて残り15億円が必要であると、内部では協議をしているところでございます。仮に中学校校舎建設のみで考えると、今の制度では、補助金は2億円から3億円といったところですので、新たな借金は、建設費コストの縮減の検討も含め、15億円以下に抑えたいと考えるところであります。

校舎建設の数年後には、体育館あるいは小学校校舎になるかは分かりませんが、次の改築工事に向けて、また基金の積立てを継続しなければいけません。その間の、先程議員おっしゃるとおり修繕も出て来るものと思われまので、その辺の対応もしていかなければならないという認識は、しっかりと持っております。

今の話は財政的な見解であり、必ずしもそうであるということを確認には言い切るものではありませんが、今後少しでも早い時期の着工に向けて、どうしていくのかが大きな検討事項になると思っております。今ここで、いつ建設するのか、どこに建設するのか、どういう機能を持たせるのかという議論の前に、どういう方向性、これは財政的なことを考慮した上で建設の順序や時期などをどうするのか。その結果から、これからのことを導き出す必要がありますので、今後内部での協議を重ね、町としての方向性を出していければと思いますので、まずもってご理解をお願いするところでございます。

私としては、形はどうあれ、今の学校の環境を考えますと、ここ数年、出来れば5年以内に着工したいという気持ちを持っておるところでございます。そういう方向になるよう、職員と共々協議を重ね、実現させたいと考えるところでありますので、議員各位におかれましても、ご指導、またご助言、ご鞭撻をお願いして、答弁とさせていただきます。

次に、2点目の学校施設も町の公共施設の一つとして捉え、多機能化総合利用の視点をこの事業に反映させてはどうかというご質問にお答えをいたします。

学校に多くの機能を持たせることは、とても有意義なことだと考えておりますが、学校そのものの機能とは別に、地域の防災機能や地域への開放、その他にも様々な機能があると思っておりますが、学校建設の方向性が出たならば、施設に持たせる機能についての検討を改めてさせていただくつもりでおります。

しかしながら、多くの機能を持たせれば持たせるほど敷地は必要になりますし、また、建設費用は当然、雪だるま式に増えて来るということになりますので、その辺はよくよく検討した上で決定していかなければならないと思います。

まずもって、学校の在り方を考えた中で総合的に、その後、検討させていただきたいと思っておりますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げ、私からの答弁とさせていただきます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 白井選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白井住三子君） 丸山克雄議員の投票率向上について、選挙管理委

員会として私のほうから答弁をさせていただきます。

初めに、1点目の投票者を増やすために、本町ではどのような広報活動をしているかについてでございますけれども、投票率向上を目指して、町選挙管理委員会においては、防災行政無線や選挙候補者による啓発を行うとともに、明るい選挙推進協議会の委員による啓発物資の配布を行っております。また、入院や施設入所など、投票所に足を運べない場合の不在者投票などの対応につきましては、広報紙やホームページを活用し周知を図っております。

このほか、県選挙管理委員会等の主導によりますが、毎年児童・生徒を対象に、明るい選挙啓発ポスターや標語作品の募集が行われており、令和4年度は、本町の児童の応募作品が最優秀賞を受賞するなど、子どもの頃から選挙に関心を持ってもらう取組も行われております。

本町の投票率は、直近の参議院議員選挙においては、県内で8位、郡内では2位、千葉県知事選挙においては、県内で5位、郡内で1位という、いずれも上位に位置しておりますので、引き続き投票率向上に向け、啓発に努めて参ります。

次に、2点目のうぐいす里区に臨時投票所を設けてはどうかについてでございますけれども、うぐいす里区につきましては、日常の生活圏としては、茂原市街に近く利便性がよいと思いますが、選挙区としては、役場の期日前投票所及び第1投票所からの距離も離れていることから、ご不便をお感じの面もあろうかと思っております。

しかしながら、うぐいす里区をエリアとする第1投票所の近年の投票率を見ますと、他の投票所を上回ることもあり、決して常に投票率が低い状況ではございません。確かに距離的には離れておりますが、公共交通や福祉タクシー等を活用されて、投票所に出向いていただいているものと推測されます。

このようなことから、町選挙管理委員会では現在のところ、うぐいす里区内に投票所の増設や、臨時的に期日前投票所の開設を行うことなどは考えておりません。

最後に、3点目の投票日の投票時間の短縮と、開票時間の繰上げは出来ないかについてでございますけれども、投票所の開閉時間については、公職選挙法第40条において「投票所は、午前7時に開き、午後8時に閉じる。」とされており、「選挙人の投票の便宜のため必要があると認められる」「又は選挙人の投票に支障を来さないと認められる特別の事情のある場合に限り、投票所を開く時間を2時間以内の範囲において繰り上げ若しくは繰り下げ、又は投票所を閉じる時刻を4時間以内の範囲内において繰り上げることができる。」と規定されております。

そして、法第65条により、開票の時間を繰り上げることも可能です。

本町の令和4年7月10日執行の参議院議員通常選挙における、各投票所の午後6時から8時までの間の投票者数は合わせて299名でした。また、午後7時から8時の投票者数も172名おりました。このような投票状況を鑑みますと、有権者の投票機会の確保という点から、町選挙管理委員会といたしましては現状維持としたいと考えておりますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） ご答弁ありがとうございました。

投票率関係の件ですが、4月の統一地方選挙を見ますと、いわゆる期日前投票というのはもう投票行動でありますので、毎日ホームページで、どこの自治体も更新されておりました。本町においても、この期日前投票というのはこれからどんどん増えますので、是非とも毎日、何人投票したかという、そういったことを、ホームページでも結構ですので更新することは出来ますでしょうか。

それから、やはり投票に行かない人、あるいはそういう人というのは結構、不在者投票とか代理投票とか、そういった方法もあるのにかかわらず、ちょっとやりたくないというようなこともあるんじゃないかと思うんですね。したがってそういった投票の方法を、もっと分かりやすく、何らかの方法で案内するといったことも大事じゃないかと思います。

それから3点目、コロナ感染者の場合、選挙期間に入っちゃって、この場合、コロナ感染者の具体的な投票行動というのはどのようになりますでしょうか。

それから4点目ですね。これうぐいす里は、先程大分投票率がいいということでございますが、瑞沢地区と比べてどうなのか分かりませんが、何しろ町内で、やはり交通の便が悪くてなかなか投票出来ないと、投票所に行けないという方も結構多いと聞いておりますので、その辺の対策も、今後声が大きくなれば是非とも検討してもらえればと思うんですね。そういったことですね。

それから、町には3箇所投票所があります。第1投票所がいつも最下位なんですね、瑞沢がトップですけれども。なぜこういう結果になっているのか、ずっとですね、ちょっとこれ考察して欲しいと思います。確かにうぐいす里は高いこともあるということですが、じゃ、ほかの地区なのか、何が理由なのか。その辺、是非投票率向上のために研究して欲しいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 白井選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白井住三子君） まず、1点目の投票率向上のため、期日前投票率の状況をホームページ等で周知出来ないかというところ、そういったご提案をありがとうございます。期日前投票の情報を周知することで、投票所に向かう意識づけの効果にもつながるかと思いますので、その点については検討して参りたいと思います。

また不在者投票等のそういった手法がある旨の情報についても、分かりやすく情報提供をしていくことは、また心がけていきたいと思います。

そして、3点目のコロナの感染者の関係でございますけれども、令和3年6月18日に特定疾患等の、郵便等を用いて行う投票方法の特例に関する法律が公布されまして、コロナの罹患者の方等の対応が郵送で出来るような部分があったわけですが、こちらにつきましては、5月8日以降、特定疾患等に該当するところではなくなっておりますので、今現在は、立ち位置が変わったというようなところでございます。

そして、4点目のうぐいす里区からの交通の便の検討でございますけれども、確かにうぐいす里区につきましては距離的に、投票所からの距離が一番長いわけでございますけれども、公共交通というところではバスが通っておりますし、公共交通のバスが通っておりますし、また福祉タクシーの活用も可能でございます。

町内においては、やはり距離が3キロ以上あるようなところでも、公共交通のないところもございますので、そういったところでは、足の便が完全に閉ざされているわけではないところで、福祉タクシーのご利用も含めて、今後もそういったところで投票所に向かっていただけたらと考えております。

それから、投票所が3箇所ありまして、第1投票所が常に低いというようにお話ございましたけれども、確かに、日中の投票日に投票率を防災無線等でお知らせをしております。第1、第2、第3ということでお知らせしておりますが、その時点では第1投票所が一番低いということが往々にしてあろうかと思いますが、全体として、最終期日前投票の分が入りまして、全体の投票率のところかどうかというところを、過去5年間の分を調べてみました。

そういったところで、常に第1投票所が低いという状況ではございませんで、具体的に申し上げますと、例えば昨年の参議院議員選挙の投票率のところでは、うぐいす里は2番目でございます。その前の参議院選挙、令和3年のとき、あるいは千葉県知事選挙のときについては、第1投票所は1番目でございます。

そういったところで見ますと、第1投票場につきましては、必ずしもうぐいす里地域の人だけとは当然限りませんが、期日前投票をされる方が、ほかの第2、第3に比べ

て多いのかなというふうにも捉えております。投票率が全体的に下がって来ている状況でありましたら、また色々、その分析も細かくしていく必要はあろうかと思いますが、現在のところ下降気みではありませんし、前回の令和4年の参議院議員の選挙につきましては、その前の参議院の選挙のときよりも、町全体としては投票率は、若干ですけれども上がっております。

そういったところで、今後こういった投票率等には注視しながら、検討を重ねて参りたいと思いますけれども、現在のところにつきましては現状維持というところで、先程答弁させていただいたとおりでございます。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） そうしますと、コロナにかかった方は、要するに特例郵便投票は出来ない、該当が外れたわけですね。ということはあれですか、投票所に来ていいということですか。コロナの方は、通常の期間、あのおりやった場合ね。

それからもう一つ、第1投票所が意外と、実は隠れ1位だったというお話をちょっと今、大変驚いておりますけれども、素晴らしいことだと思います。

それと、これは参考に聞いて欲しいんですが、投票に不便を来している方が投票所に来て、私はこういうことで困っていますということで出来る、投票支援カードというのを導入している自治体が出て来ています。これはパネルで指さしてもらうんですね。私が、例えば代わりに書いて欲しいとか、こうして欲しいと。それを指さしてやるとですね、聞いていますか、大丈夫ですか。こういったボードを活用すれば、投票所に置けば不便な方もいいんじゃないかということでもあります。これはあくまでも一つの提案でありますけれども。

じゃ、コロナ関係のことでちょっと、コロナ感染者の場合の投票の仕方ですね、お願いします。

○議長（田邊明佳君） 白井選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（白井住三子君） 先程のコロナの関係でございますけれども、5月8日から5類に変わったというところで、通常のインフルエンザ等に罹患したときと同じような状況で、改めて特別な位置付けにはなっておりませんので、当然、人にうつらないようなマスクだとか、そういうような対策はしていただきたいとは思いますが、そういった中で、外出出来ないわけではありませぬので、体調もあろうかと思いますが、期日前の期間のところ、日にちを選んだりとかされて投票は可能でございますので、そういった対応でお願いしたいと思っております。

それから投票支援カードという、こういった支援とか配慮というものにつきましても、ご提示いただきましてありがとうございます。またこういったものについても、参考にしていきたいと思います。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 丸山克雄議員。

○5番（丸山克雄君） 続きまして、学校建設関係ですね。私も、今現状の生徒・児童の状況あるいは教職員の皆さんの状況を見ますと、なるべく早く建設に着工したほうがいいのではないかと思うんですね。ですから、私自身としては、今からおおむね10年以内ぐらいを目途にしたほうがいいだろうと。先程5年ぐらいということですがけれども、やはりその辺を早めるということは、私は賛成であります。

やはりメリットと言えるのは、まず児童・生徒の安全が図られますね、早めた場合ですね。早めた場合、児童・生徒の安全が図られると。それから、雨対策などの修繕費が抑えられる。それから、資材の高騰などの不安定要素が減ります。

逆にデメリットとしては、やはり財源の問題だと思いますので、その辺、先程申し上げました公共施設の総合的な利活用も含めて、十分に考えていただければと思いますので、ひとつよろしくをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） ありがとうございます。

議員言われるように、メリット、デメリットが出て来るのは多々あると思われま。しかしながら、メリットはメリットとして生かすとともに、デメリットについては、その解消方法を考えながら進めていきたいと思っています。

何よりも基金の不足、借入れの増、当然直面する課題、それが一番大きいのかなと思っております。大きな借入れを起こすことによって、ほかの福祉であったり医療であったり、インフラであったり、全体の事業を考えた中での教育の部分、そのために今一生懸命積立てをしているところでございますので、そこら辺も全体のバランスを見ながら、早い段階で皆様のご意見を入れた中で進めていきたいと思っております。

そんなところで、いろんな想定をしながら、校舎だけを進めたほうがいいか。それとも、全体的にやはり先々考えたほうがいいか、そこら辺もまだ確定しているところではありませんので、何よりも財政のバランスを見ながら、一番の課題となっていますので、先程言ったように内部の協議を十分にした上で、町としての素案を出していきたいと思っておりますので、ご

理解いただきますようお願いいたします。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

これで、5番、丸山克雄議員の一般質問を終わります。

◇ 酒 井 康 雄 君

○議長（田邊明佳君） 次に、4番、酒井康雄議員の発言を許します。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 4番、酒井康雄です。

今回取り上げます一般質問ですが、対話型A I サービス、C h a t G P Tなどに代表される生成A I についてです。

社会のデジタル化は、一般社会の発展はもとより、子どもたちの成長にも影響を及ぼしています。A I をめぐる主な動向として、1956年、アメリカ・ダートマス会議で初めて人工知能という言葉が登場し、A I が発達して来ました。2016年、囲碁A I アルファ碁がトップ棋士を破るということもありました。2017年、A I が言語を学ぶ新たな学習モデルをGoogleが開発しました。2020年、アメリカO p e n A I がA I、G P T 3を発表しました。2022年11月、対話型A I サービス、C h a t G P Tを発表しました。2023年4月、アメリカO p e n A I がG P T 3の改良版、文章と画像の両方を生成するG P T 4を公開しました。

ここ数週間、新聞を始め各メディアで対話型A I、人工知能サービスC h a t G P Tなどに代表される、生成A I の記事が取り上げられない日はないぐらい、飛び交っています。5月のG 7首脳会議、広島サミットでもA I が議題になりました。議長を務める岸田文雄首相は、A I のリスクに十分に目を向け、適正なルールづくりを指導する責任があると述べています。

また、総務省は、インターネット上の膨大なデータを学習して、文章や画像をつくる生成A I、人工知能を使いこなす教材を、今年度中に作成する方針を明らかにしました。また、対話型A I、C h a t G P Tなどを想定し、利用者が精査出来る能力などを身につけることを目指す、ネット上の情報を適切に活用するネットリテラシーについて検討する有識者会議で、総務省が工程表を示しました。

また、永岡文部科学大臣は2日の記者会見で、インターネット上のデータを使って文章などをつくる生成A I、人工知能と著作権の関係について、生成A I の学習時と、生成A I を

使って文章などを作成する場合の2段階に分け、今後論点を整理する方向を示し、2018年の著作権法改正に触れています。

インターネット上にあふれる、あらゆる情報の真偽の見極めには、複数のソース間で論理性が成り立っているかを見るのが重要と思われます。利活用するには、論理的思考能力を身につける必要があると考えます。インターネットが発達する中、情報過多の高度情報化社会においては情報の優劣よりも、人々の関心、注目という希少性こそが経済的価値を持つようになり、それが重要視されるようになるアテンション・エコノミーの実態が問題視されています。例えば、フェイスブックやインスタグラムでは、ユーザーの視聴履歴や閲覧時間が追跡され、閲覧するユーザーに合わせた広報やコンテンツが表示されます。

対話型AIサービス、ChatGPTについてですが、教育現場に迫る危機について触れてみます。

例えば、読書感想文について取り上げてみます。子どもの読書感想文の作成に向け、ChatGPTを使う可能性があります。課題図書の中から選んだ本について、登場する人物や出来事、時代背景などを含めて検索します。文章中に、次に来るのに最もふさわしい単語を予測し、次々とならんでいきます。オンライン上にある膨大な文章データを読み込んで、文章中の重要な単語や、単語同士の関係性などを学んだAIによる文章は、知りたい情報を探すのに、色々なサイトに入っただけよりも、ずっと早く文章化が出来ます。

ただ、一方では、著作権のある情報が含まれている場合は、権利を侵害するおそれもあります。また、作成された文章には内容に誤りがある可能性もあります。読書感想文を書く上で、最新技術を知っているかどうかで差がつくかもしれません。また、目の前の文章が生成AIでつくったものかどうかを見極めるには難しく、誤った情報が溶け込み、気づかないこともあります。しかし、全く使わないということは出来ないと思います。

そこで、お尋ねします。対話型AIサービス、ChatGPTなど文章生成AIを使うケースが今後増えて来ると思います。目的に合った指示をしっかりと行うことで、ホームページの記事やキャッチコピー作成、メール作成、挨拶文などに用途があると思います。そこで、本町では、文章生成AIを今後どのように、専門チームを設置し協議を行い、どのような分野で活用しようと考えていますか。

また、対話型AIサービス、ChatGPTなどの導入により、教育現場における学習の場面や学習方法がどのように変わると考えていますか。また、生成AIを活用する際のガイドラインの作成や具体的な課題への取組は、どのような工程で進めていきますか。

以上、私からの1回目の質問にさせていただきます。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） それでは、酒井康雄議員のご質問にお答えをいたします。

私からは、1、対話型AIサービス、ChatGPTについての、①本町において、今後どのような専門チームを設置し、協議を行い、どのような分野で活用しようと考えているかについてお答えをさせていただき、②の教育現場における生成AIの件については、教育長からご答弁させていただきます。

対話型AIサービス、ChatGPTは、OpenAI社が開発した、人工知能を使ったチャット（会話）のシステムで、テキスト情報を学習して質問に答えるほか、文章生成や情報の抽出、翻訳、校正なども可能であります。

2022年11月に無料公開されてから社会に急速に広まり、2か月で利用者は1億人を突破したと言われ、高い利便性のビジネスや、暮らしを大きく変えると期待されているところでございます。

行政においても、議員おっしゃるように、文章生成AIの活用によりホームページの記事やキャッチコピー案、メール作成など、住民サービスの向上にもつながり、今後幅広い分野の活用が期待されるところでございます。一方で、情報セキュリティの観点や、質問に対して示された回答の正確性、学習に利用したデータの著作権など、多くの課題も指摘されているところでございます。

国においては、過日行われましたG7において、生成AIの利活用の方法について検討する広島AIプロセスを開始し、年内に結論を出すとしているところでございます。

本町においては、現段階で専門チームの設置は考えておりませんが、国・県の動向を踏まえて対応を検討していきたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 酒井康雄議員のご質問にお答えします。

1、対話型AIサービス、ChatGPTについての、②教育現場における学習の場面や学習方法がどのように変わると考えるかですが、ChatGPTの利用規約には、利用者の年齢が13歳以上であり、18歳未満の場合は、保護者の許可が必要であるとされております。

このことを踏まえ、私なりに考える教育現場での変化としては、中学生が家庭学習における予習や復習において困難な疑問に直面した際などに、気軽に、そして素早く相談が出来る家庭教師のような存在になり得る可能性があると思います。その答えは、完全な正確性を保

証したものではありませんが、生徒の学習にとってヒントやきっかけになる可能性は十分あり、学習意欲の向上につながることも期待出来ます。

また、対話型とのこともあり、適切かつ的確な質問をすることが求められ、そのやり取りを繰り返すことで、これはシステムの汎用性や個人情報管理の問題もあるかと思いますが、個に応じた学習サポートを、A Iがよりピンポイントで、具体的に指導してくれる可能性もあります。

一方、学校現場では、知識を学ぶことも求められることですが、知恵として物事を理解し、適切に処理する能力を育むことが重要となります。また、感情をコントロールしつつ、協調性を持ち、他人とのコミュニケーション能力を高め、社交性を養う必要もあります。これらは全て人間が本来備えるべき能力であり、人が人として生きていくため欠かせない能力となります。このことから、近い将来、知識はA I、知恵は学校・社会からと、学びにおけるすみ分けが起こるような気もします。

しかしながら、C h a t G P Tに代表されるようなI C Tのツールは、あくまで学びのための一つの道具で、それらを使いこなす能力を育むことを重視するとともに、適切な使い方を養う情報モラル教育に力を注ぐ必要があると考えます。

次に、生成A Iを活用する際のガイドラインの作成や課題への取組は、どのような工程で進めていくのかについてですが、今回のC h a t G P Tの件に関しましては、読書感想文などが瞬時に作成出来るなど学習への影響が懸念されることから、4月6日の報道で、文部科学省が教育現場での取扱いを示すガイドラインの検討を始めたとありました。また、令和5年5月19日付の千葉県からの事務連絡によれば、生成A Iの学校現場での利用に関するガイドラインを、夏前を目途に策定、公表すると通知がありました。

そのようなことから、町教育委員会としては、これらのガイドラインや動向を踏まえ、対応を検討していきたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） ご答弁ありがとうございました。

住民サービスの向上を狙っているということ、また、それに関わる検討を今後進めていくというお話がありました。ありがとうございます。

そこで、再度質問させていただきますが、特に専門チームをまだ形成されていないということでもありますけれども、国や県や各団体でも、企業でも、もう既に1億人を超えるユーザーさんがこれに登録されている。その中で、もう活用されている方も多数おるわけで、これ

についての、先程申し上げました信用性とか利便性とかいうことを、個人的に判断して利活用されている方々もおります。

公機関でどうしても遅れがあるかという気がしますが、是非、この専門チームを睦沢町も設置し、町としてのガイドラインを、具体的な活用方法を課題に取り入れながら検討していく点は欲しいと思います。その中で、町としては千葉工業大学と連携したICT協議会、町の関係者による協議会、こういったものを早急に検討し、工程表をつくるべきではないかというように考えます。

それから、もう1点、町のほうにお聞きしますが、著作権に抵触するケースがこれから出て来ると思います。その中で、既にもう神戸市は5月27日、対話型人工知能のChatGPTなどの生成AIを、業務で活用するためのルールを明記した条例を制定する方針を明らかにし、議会にかけております。現町長も、先程申し上げましたように、この法制化条例を検討することを是非お願いしたいと思います。

続いて、教育長のほうからご答弁ありました。年齢制限、また保護者の許可を必要とするという制限はある中でも、学習の一つの手法として取り入れることは有意義であるということで、私も、子どもたちの予習・復習にこれを活用することは、是非進めていただく方向で検討いただきたいというように思います。

その中で、ガイドラインを教育委員会として作成するというところでありますので、この点も是非早急に、夏とは言わず、協議会のほうも既に総会のほうもあつたと思いますし、千葉工大との連携もあつたと思いますので、その中で議題として取り上げ、進めていただければというふうに思います。

それと、有効性として一つ提案があるんですが、子どもたちの学習、私も含めて文章をつくるのは非常に苦手な子どもたちもいると思います。色々知識が増えるけれども、その要旨、要点をまとめた文章をつくるということになると、ちょっとペンが途絶えてしまう子もいると思いますので、対話型のAIソフトを使うことによって文章構造をマスターすることも出来るし、助詞や接続語の正しい使い方、こういった部分も学ぶ力はあると思います。是非その点も含めて、細部にわたり実践例をもって、小・中学生の学習に生かしてもらえればというふうに思います。

○議長（田邊明佳君） 田中町長。

○町長（田中憲一君） まず、1回目にご答弁させていただきましたホームページの記事や、住民サービスの向上につながると期待しているところであるということと、今現段階で専門

チームの設置は考えていないというところを前提にお話をさせていただきます。

しかしながら、県・国の動向を踏まえて対応を検討していきたいと思いますので、先々、このChatGPTの活用を推進する時期が来たならば、先程議員おっしゃるとおり、千葉工業大学とは包括的な連携協定を結んでいますので、今後、教育関係だけに限らず、専門チーム等を設置する機会が来ましたら、助言や提案などをいただいて、連携して取り組んでいきたいと考えております。

また、著作権については、先程も話したとおり、広島AIプロセスで議論されて、年内に結論を出すと言われておりますので、そこら辺の動向を見ながら進めていきたい、考えていきたいと思っております。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） ご質問ありがとうございました。

酒井議員の、子どもたちにとって予習や復習にとっても有意義ではないかというようなお考えにつきましては、私も先程述べさせていただきましたが、使い方においてはいろんな活用の方法があるのではないかなと思いますが、ただ原則としまして、このChatGPTに限っては年齢制限がございますので、13歳未満は使えないというのが原則ですので、これを学校で全体の子どもたちに使うということは、現段階では出来ないというふうに思います。

それから、中学生については、保護者の全員の許可が必要ということになりますので、これを学校の教材として使うのはどうなのかなと。個人的に家庭において自らの学習のために、家の保護者の判断の下に許可をして、これを活用するというのでは、それは出来るのではないかなというふうに思います。

それからガイドラインについて、学校のほうのガイドラインもということでありましたが、先程もお話ししましたように、夏を目途に、文科省、それから県のほうからもガイドラインが出ますので、それを待って、私どもは町としてのガイドラインを作成していきたいというふうに思います。

早まってあまりやっても、内容が大幅に違ってしまったりするとこれはちょっとあれなので、やはり国全体として子どもたちに対して、義務教育ですので、国としてこういうふうにやりますよというものが、もう示されるというのがはっきりしているの、それを待って、町としての対応を検討して参りたいというふうに思いますので、ご理解いただければと思います。

○議長（田邊明佳君） 酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） ありがとうございます。

それでは最後の質問でございます。今までは、児童・生徒についてでありましたけれども、教員の立場で、どういうふうに対処するかという一例を申し上げて、ご回答いただければと思います。

先日の新聞記事に取り上げられたものです。ご覧になっているかと思いますが、こういう記事がありました。ちょっと斬新な出だしですが、「もう学校の先生は要らなくなるかもしれない」というタイトルでした。千葉県の公立学校で英語を教える50歳代の男性教員は、力なく笑いましたと。嘆くわけは、対話型AIサービス、ChatGPTの登場です。年明けに2年生の学年末テストの問題をChatGPTで作成。そのときは想像を超えるものでした。

昨年末、若手の教員から「面白いものがありますよ。すごい精度です」と教えてもらいました。最初は全く信用していませんでした。だが試しに英語の問題を入力し、回答を見ると、思いのほか正解が正確でした。学年末テストは、問題の一つとして教科書に載っていない英文を読み解くものを出すことになっていました。アメリカの短編集から引用した一節を打ち込み、リクエストをしました。

「あなたは英語教員です。中級向けに英文の内容の理解を図るため4択問題をつくり、それぞれの答えと解説をつくってください」。パソコンの画面に表示された問題と答えは、想定していたものと同様かそれ以上の出来でした。多少の入替えをしてほぼ丸々採用、問題を検討する会議に提出したが異論は出ませんでした。そのまま採択され、生徒からも意見はなく、正解率も予想どおりでした。これだけの性能であれば生徒たちも勉強に使うでしょうと見る男性教員。

こんな不安が頭をよぎる。無料で、すぐに答えを示してくれるツールに頼り過ぎてしまい、思考停止に陥らないか。このような事例について、どのようにお考えになりますか。

21世紀に入って、急速に進化したインターネット時代、情報のデジタル化により、世界中の人々がネット上の情報を共有することが出来るようになりました。そして今、必要な情報を取り入れ、高度化する生成AIが進化しています。栗原教授が副会長を務める人工知能学会は先月、「ChatGPTは有用性の高いAIですが、まだ発展途上の技術です」という声明を公表されました。

そこで、人間にしか出来ない人間力や社会力を伸ばすとともに、想像力を生かし、著作権

法や個人情報保護法を整理した上で、ネット社会と向き合っていかなければならないのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

以上、2点についてお答えをいただき、対話型AIサービス、ChatGPTなどに代表される生成AIについての質問を終わりにします。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 教職員が問題をつくったりなんかするのに、それだけが、問題をつくることだけが教員の仕事ではないと。そのほんの一部だというふうに私は考えておりますので、それよりも大事なものは、やはり授業で子どもたちと相對して、どういうふうにコミュニケーションを取りながら、色々な子どもたちの考えを引き出してやるかとか、そういったところが非常に大事じゃないかなと思います。

先程、酒井議員も言われましたように、やはりそういう中で、子どもたちには社会力であるとか人間力であるかというものを育てるとというのが、一番これ大事なところであるというふうに私どもは考えておりますので、

ただ、子どもたちがChatGPTを使ってどうのこうのじゃなくて、教員がというところのようですので、教員としては、ある程度の学習というか能力がある中で、これは使っているか使っちゃいけないかとか、これはこういう形で出て来たものについても、ChatGPTは必ずしも正解のものではないというところは、いろんな情報を全て取り入れてしまいますので、そういうこともあるというところから、それを使ったものを今度、やはり教職員としては、それがいいか悪いか、こういうふうに手直しをすればもっといいかということを考えられる、やっぱり大人はそうやって使っていく必要があるかなと。

教職員もそうやって使うのであれば、本人の仕事を少し効率化するとか、そういう面では役立つこともあると思いますが、それをそのまま使うのはどうなのかなというふうに考えております。

私の考えとしては以上でございます。よろしいでしょうか。

○議長（田邊明佳君） これで、4番、酒井康雄議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時50分といたします。

(午前10時35分)

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前10時50分)

◇ 島 貫 孝 君

○議長（田邊明佳君） 次に、2番、島貫 孝議員の発言を許します。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） それでは、通告に従って質問いたします。

1、小・中学校におけるクロームブックの利用について。

①G I G Aスクール構想において、児童・生徒に1人1台のパソコンを貸与するようになり数年たつ。睦沢町では、コロナ禍においてオンラインでの授業や授業参観など、近隣市町村と比較しても積極的に利用している印象だが、その分、教職員の負担も増しているのだと思う。現時点でのオンライン、G I G Aスクール構想のメリット、デメリットがあれば、また改善策はあるか。

②近年では、教育版マイクラフトや教育版桃太郎電鉄など、児童・生徒が興味関心を持ちやすいコンテンツもあり、実際にプログラミングや地理の教材として教育現場で使用されている場合もあるようだ。また、教育版マイクラフトでは、全国規模の大会マイクラフトカップが開催されており、昨年度は千葉県内の小・中・高生のチームが準優勝をしている。睦沢町でも取り入れる予定はあるか。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 鵜澤教育長。

○教育長（鵜澤 智君） 島貫 孝議員のご質問にお答えいたします。

小・中学校におけるクロームブックの利用について、①積極的に利用しているようだが教職員の負担も増していると思うが、現時点でのメリット、デメリット、改善策はあるか。②教育版マイクラフトや教育版桃太郎電鉄などの、児童・生徒が興味を持ちやすいコンテンツを睦沢町でも取り入れる予定はあるかについては、関連性があるので一括してお答えさせていただきます。

まずメリットでは、小学校、中学校とも、出席停止期間中や欠席、不登校などに対し、オンラインでの授業配信が可能となったこと。調べ学習がしやすく、資料の閲覧や共有なども行え、提出物の管理がしやすくなった点などが挙げられます。

デメリットでは、学習以外のこと、いわゆるゲームに使用する児童・生徒も少数見られるようであり、学校現場と違い家庭学習での指導が難しいことや、効果的な指導を行うためには、教員自身のスキルアップとともに家庭の協力も必要になります。

改善点では、ネットリテラシー、いわゆるインターネットを安全に正しく使うための知識や能力を教員も学ぶとともに、情報モラル教育として児童・生徒に指導する必要があります。

以上のようなことから、課題や問題も見えて参りましたので、教員、千葉工業大学、町教育委員会で構成されるICT推進委員会でも、今後の有効的な活用を検討して参りたいと考えます。

次に、児童・生徒が興味を持ちやすいコンテンツを導入する予定はないかですが、現在町で貸与しているクロームブックの中の独自のソフトでは、小・中学校共通としてeライブラリー、小学校が今年度から独自に、スマイルネクストという学習支援ソフトを導入しております。

eライブラリーは、一宮町を除き長生郡市内の小・中学校で導入しており、指導案や学習カリキュラム、個のスキルに応じた課題学習に利用することが可能なものです。また、小学校で追加導入したスマイルネクストも同様に、児童の学習の進み具合などを教員が把握することで、個に応じた学習支援を行いやすいものとなっています。

これらは、学校現場と検討を重ねた上で導入に踏み切りました。議員のおっしゃる教育版マイクラフトや教育版桃太郎電鉄を導入するとなると、学習指導要領や教育課程、年間指導計画などどう整合性を持たせ、かつどのような場面や場所で使用するかなどを、学校などと協議を重ねる必要があります。またシステムを快適に使用するため、動作環境の確認も必要となりますし、導入に関して、無料もありますが一部有償もあるので、昨今、スマホにおける課金トラブルなどを考えますと、保護者への理解も必要となります。

このようなことから、導入には慎重な検討が必要と考えます。

なお、来年度には、eライブラリーのライセンス期間が終了することから、次年度の予算を編成するに当たり、継続も含め学習支援ソフトの検討は必要となります。学校と連携を密にし、児童・生徒にとってよりよい学びにつながるものを検討していきたいと考えますので、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） それでは2回目の質問に移ります。

まず、教育版マイクラフトに関してですが、費用がかかる。分かります。学校の授業で取り入れるのはやはり難しいというのは、教職員の負担が増すというのはもちろん分かります。ただ教材として使われている場面があるので、恐らく、そういうものに関しては、大人や教職員より児童・生徒のほうが詳しいのだと思います。

アカウントの管理の部分だけしっかりしてもらえば、あとは子どもたちが、別に授業で使わなくても夏休みの宿題でもいいですし、何かワークショップみたいなものでもいいと思いますし、正しく使える機会を提供してあげるといのが必要なのではないのでしょうか。

課金や依存の問題に関してはもちろんあるとは思いますが、どちらかといえば、それは家庭と子どもの問題のほうが多いと思いますので、クロームブック、せっかくいいものを持っているんですから、正しく使うというのは別に問題ないと思うので、もっと積極的に活用出来ればいいのかなと思います。

無料のものに関して、eライブラリー、スマイルネクストは有料だったかな。小学校の学習サイトはホームページから見られる部分があって、恐らく小学校で30校弱ぐらい載っていると思います。eライブラリーも含めて全て確認しましたが、大まかにドリル学習のようなもの、あとは動画でその単元について学ぶようなもの、あとはネットリテラシーを保護者も含めて学べるようなもの、あとはスクラッチなどのプログラミングのようなもの。大体同じようなものがざっと並んでいて、どれも選べるとは思うんですが、その選択肢の中に先程の二つを含めるだけでも構わないのかなと思います。

中学校のホームページも確認したんですけども、中学校は二つぐらいしか載ってなかったかな。あと、リンク先が切れているものもあったので、もう一度確認していただければと思います。

先程のChatGPTなどの話題もありますが、恐らく、子どもたちのほうがデジタルの部分への対応というのは早いんだと思います。ChatGPTは年齢制限あると思いますが、使っちゃっている子は使っちゃっているのかなという気もします。その辺はやっぱ親の管理が必要な部分もあると思いますが、もう少し積極的に活用してもいいのかなと思います。

もう1点、桃太郎電鉄のほうは完全に無料のようなので、やらせてみて、それだけで学習が終わるとは限らないですが、興味関心を持つという意味では、もちろんやったことある人もいるかと思いますが、ただのゲームではないのかなという気もしますので、検討をお願いします。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） ご質問いただきましたことに関しまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず、学校現場のほうでは難しいということをご理解いただけたと思います。もし仮に、

マイクラフトなどの教育版のソフトを入れるにしても、家庭との協力が必要という教育長答弁させていただきましたが、その辺で、そういう情報を家庭のほうに流すことは可能なのかなというふうには考えます。

または、公民館などの社会教育施設の中でパソコンクラブのようなものをつくって、そこでマイクラフトを導入するとかいうのは可能なのかなと思いますが、いずれにしても、小学校から今回クロームブックの活用について、メリット、デメリットのアンケートをさせてもらったところ、教育のソフトであっても、やっぱりちょっとゲームという認識が抜けないお子さんたちも結構いらっしゃるということで、さっきの教育版桃太郎電鉄なんかを取りますと、どうしてもゲームの要素が強くて、ゲームの要素が強過ぎてしまうと、本来の学びにつながらないという懸念事項もありますので、この辺は、学校の先生とこれから協議する中で、どういう導入の仕方がいいのかは検討していきたいと思います。

またご質問の二つ目で、小学校のほうではeライブラリーのほうを大変活用しているようだが、中学校のほうではちょっと活用が少ないんじゃないかなというお話がございましたが、こちらは、正直言って学校の教員におけるパソコンのスキルのなものも結構ありまして、そういうのに積極的にどんどん取り組んでいける先生もいれば、ちょっとなかなか取組が、やっぱり危険性も兼ねているので、ちょっと積極的にいかない先生もいらっしゃいます。

そういったこともあることから、私どもは教育委員会と学校の先生、また千葉工業大学の教授を交えてICT推進委員会というのを立ち上げてございます。こちらを活用しながら、教員のスキルを今後どうやってアップしていくかというのは、協議をしていきたいと思えますし、年2回ほど教員向けの研修も行っております。こういったところを活用しながら、今後中学校でのeライブラリーの活用についても、範囲を広げていきたいというふうを考えます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 教員のスキルによって使える場面、使えない場合、もちろん先生それぞれ年齢もあると思いますし、得意な人、不得意な人がいるのは承知しております。先生たちからも、1人1台パソコンが支給されるようになって、本当についていくので精いっぱいだったという話も聞いたり、一保護者として、します。

今年度、小学校では授業参観というか、保護者が常に学校を出入りして授業を見ていいみたいな形になっていると思うのですが、保護者の協力を得て、そういうパソコンなどを使っ

ているような授業のときに、サポートという形なのか、手伝ってもらおうというのかちょっと言葉は難しいですが、そのような可能性というのは今後考えていますか。

また、一部ゲームに走ってしまう子どもというのは、恐らく、パソコンがなくても家にスマホなりゲーム機なりあるとは思っているので、全てクロームブックのせいかというとなんなことでもないような気はします。

何にしても、無理やり、何があっても絶対この二つを取り入れろというつもりはもちろんありませんので、ICT推進委員会も含めて積極的な利用、また例えば、少し話はずれますが、eスポーツなんかも取り入れている高校とか中学とかあると思います。今後、例えばそのような声が出てこないとも限らないですし、さっきのChatGTPもそうですが、適切に距離を取って有効に使える。最終的には、文房具と同じように使いこなすのが目標だと聞いています。そこまで早く持っていけるように、出来ることがあれば保護者、私たちも協力すると思いますので、今後とも一層よろしくお願いします。

○議長（田邊明佳君） 宮崎教育課長。

○教育課長（宮崎則彰君） お答えさせていただきます。

まずサポートについては、出来るところからやらせていただきたいと思います。

クロームブックの活用につきましては、先程議員のご質問の中にもありましたが、私どもの町はかなり先進的に進んでおりまして、ちょっと今先に進み過ぎてしまって、次に何をやるかという、ちょっと目標が見えなくなって来ているところが正直ございます。その辺を今年度、令和5年度のICT推進委員会のほうで協議をしながら、新たな取組を始めようという話には、この間なりました。

またその辺が決まりましたら、議員の皆様にお示ししたいと思います、いずれにせよ、このクロームブックというものが、議員おっしゃるように文房具の一つのようにならなければ、やはりよくないと思いますので、そういうふうになるように進めていきたいと思っています。ありがとうございます。

○議長（田邊明佳君） これで、2番、島貫 孝議員の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

◎承認第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第6、承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

秋葉税務住民課長。

○税務住民課長（秋葉秀俊君） 承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分
の承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が令和5年3月31日に公布された
ことに伴い、睦沢町税条例の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集
する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日に専決処分させ
ていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものです。

議案審議資料の1ページをご覧ください。

主な改正内容は、個人住民税において、これまでは東日本大震災を踏まえ、地方公共団
体が実施する防災費用を確保するため、平成26年度から令和5年度までの10年間、町民税、県
民税ともに個人住民税均等割を引き上げ徴収していましたが、この制度の終了に伴い、パリ
協定の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の達成や、災害防止等を図る
ため、森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から創設された、森林環境税を
均等割から賦課徴収する規定が新設されたことに伴うものでございます。

なお、この改正による個人住民税均等割額に変更はございません。

軽自動車税では、営業用乗車で電気自動車等を取得した場合におけるグリーン化特例の
経過措置について、より環境性能のよい車両の普及を後押ししていく観点から、50%軽減対
象車については3年間、また25%軽減対象車については2年間、特例期限を延長する改正が
行われたことによるものです。

また、燃費性能及び排出ガス性能に係る不正を行った自動車メーカーを納税義務者とみな
して、納税不足額を加算する割合を、現年の10%から35%へ引き上げる改正が行われました。
本改正は、ペナルティーを厳しくすることで、不正の防止を図ることを目的としたものでご
ざいます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第1号 睦沢町税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

◎承認第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第7、承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

秋葉税務住民課長。

○税務住民課長(秋葉秀俊君) 承認第2号 睦沢町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本議案は、地方税法の一部を改正する法律及び関係政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、睦沢町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の制定について、緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認められることから、3月31日

に専決処分させていただきましたので、これを報告し、ご承認をいただくものです。

議案審議資料27ページをご覧ください。

本改正は、国民健康保険税の還付限度額の改正につきましては、全国的に見て、基礎分、支援分、介護分の合計の限度額超過世帯割合が、令和4年度の1.52%から1.56%に上昇すると見込まれる中、支援分の限度額超過世帯割合が唯一2%を超える見込みであり、基礎分などとのばらつきが拡大してしまうことから、支援分の引上げが必要と判断され、今回の支援分の限度額が、1世帯につき20万円から22万円に増額されたことによるものでございます。

また、軽減判定所得の基準額の見直しにつきましては、物価上昇の影響で応益分、いわゆる均等割、平等割の軽減が縮小しないよう、軽減判定所得で世帯人数に乗じる額を、5割軽減で28万5,000円から29万円に、2割軽減で52万円から53万5,000円に引き上げる改正が行われたことによるものでございます。これにより、軽減対象者の幅が広がることとなりました。

そのほか、令和元年度から令和4年度において実施いたしました、新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税及び介護保険料の減免について、令和元年度から令和4年度相当分の国民健康保険税及び介護保険料で、令和5年4月1日以降に納期限が設定されるものについても、引き続き同様の減免基準により、財政支援が受けられるよう改正するものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第2号 陸沢町国民健康保険税条例等の一部を改正する条例の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、承認第2号は原案のとおり承認されました。

◎承認第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第8、承認第3号 令和5年度陸沢町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認についてを議題といたします。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 承認第3号 令和5年度陸沢町一般会計補正予算（第1号）の専決処分の承認について、提案理由を申し上げます。

本補正予算は、令和5年度の新型コロナワクチン接種事業に係る経費で、補正額は2,195万4,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億895万4,000円といたしました。初めに、歳入についてご説明いたします。

16款国庫支出金は、ワクチン接種に係る費用の全額を、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金、同じく接種体制確保事業国庫補助金として計上いたしました。

次に、歳出についてご説明いたします。

4款1項保健衛生費は、集団接種に係る医師・看護師への報償、予診票、接種券印刷に係る費用及び郵送料を計上いたしました。また、医療機関での個別接種に係る経費のほか、相談体制確保のためのコールセンターや、ワクチン移送業務委託料を計上いたしました。

本件につきましては、当初予算において感染症法の位置付けが2類から5類に変更となるまでの、約1か月分の事業費のみを計上していましたが、特例臨時接種の期間が令和5年度末まで延長となったため、年間を通した事業執行を年度当初から行う必要が生じたので、議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めたため、補正予算（第1号）を地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月3日に専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により議会に報告し、ご承認を求めます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

(「なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

承認第3号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算(第1号)の専決処分の承認については、原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、承認第3号は原案のとおり承認されました。

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 日程第9、議案第1号 財産の処分についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長(大塚晃司君) 議案第1号 財産の処分について提案理由を申し上げます。

若者定住及び地域の活性化を促進することを目的として、上之郷地先に建設された若者定住型賃貸住宅(リバーサイドタウン)は、一定条件を満たす希望者に対し、土地と住宅を有償譲渡することが出来ると定められています。

全18棟のうち、これまでに4棟の有償譲渡がなされておりますが、今回新たに6号棟の居住者から有償譲渡の申出があったため、土地の価格297万1,500円、建物の価格559万3,052円、物件の総額で856万4,552円となり、相手方と令和5年4月1日付にて、不動産売買の仮契約

を締結しております。

つきましては、地方自治法第96条第1項第8号及び、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、700万円以上の町財産の処分に当たるため、議会の議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第1号 財産の処分については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第10、議案第2号 契約の締結についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 議案第2号 契約の締結について提案理由を申し上げます。

本件は、みどりの広場に係る、睦沢町総合運動公園事務室等建築工事の契約の締結に関するものです。工事の概要については、利用者の受付等を行う事務室や救護室、倉庫、各種トイレを一体的に建築するもので、延べ床面積79.50㎡となります。

当該工事の予定価格税込みは5,204万1,000円で、契約の方法は一般競争入札により実施いたしました。4月7日付にて一般競争入札の資格要件等を公告したところ、2者の入札参加申請があり、全者資格要件を満たしていたことから入札に付したものであります。

入札参加者につきましては、議案審議資料の記載のとおりでございます。

入札結果は予定価格の制限範囲内で、東日総業株式会社が落札し、契約金額税込み5,192万円で、5月17日に仮契約を締結いたしました。工事の履行期限は令和6年2月29日です。

本件は、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

酒井康雄議員。

○4番（酒井康雄君） 何点か、細かいところでお答えいただければ、ご質問させていただきます。

まず1点目ですけれども、この施設の図面を見させていただきまして、1点は改善センターとの建物における比較で申し上げますと、避難場所としての機能は、当然公園内に一時避難ということであるかと思いますが、管理棟内での避難場所としての機能はどのように考えておられるか。

それと、2点目ですけれども、運動施設ですので、第1と申し上げますか、現在の総合運動公園の中の施設内にはシャワー室がありますが、この図面を見ますと、ちょっと私の勘違いかもしれませんがシャワー室がないかと思いますが、その設置はどうかされるか。

また、倉庫の隣接しているところに、救護室ですか、ございます。救護をする上での備品の格納の棚、それから救護に関わる手当てをするときに、やはり担当者が手洗いをしたりする手洗い場所がちょっと見えないので、離れたところへ行けば済むわけですけれども、トイレ等の洗面所を使えばいいわけですけれども、緊急を要するような場合の、手当てをするときの洗面所がないように思いますけれども、その辺はどうかということ。

それから、併せてベッドですね、簡易ベッドでも結構ですけれども、救護施設ですので、ベッドを備え付ける必要があるのではないかと。

それから、連絡システムの中で電話回線、またW i - F i等の施設を準備するのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） ご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

改善センターの、まず比較として避難場所ということで、管理棟の中に防災機能があるのかということでございますけれども、まず、防災機能は管理棟だけではなくて、ほかのこともちょっと申し上げたいと思いますけれども、役場の中には飲料水用の貯水タンクが、100立方メートルですか、それがそちらにあると思います。それと併せて、公園のほうに芝管理用の水槽になるんですけれども、これも水道水を使って水をためておりますので、25立方メートルということで、これも災害時の断水に対応出来るものと思われま。

そして救護室、管理棟でいいますと救護室の利用や、備品として倉庫の中にはリヤカーだとかテント、あるいは担架、車椅子、発電機、救急バッグセット、救急バッグセットは事務室ということになると思いますけれども、そういうものを用意させていただきます。

また、トイレの利用も有効になると思います。公衆用トイレとして利用が出来るということ。そして、外の、遊具ではないんですが、あずまやがあると思うんですけれども、そこもシェルターとして使えるようにしております。そのほか、外にかまどベンチだとか簡易トイレなども既に設置されておりますので、災害時には有効な施設で使えるんじゃないかなというふうに思っているところでございます。

そして、2点目のシャワー室はないんですけれどもという話ですけれども、シャワー室はありません。特に用意はさせてもらっておりません。そして、倉庫の隣の救護室のほうに棚等を作ってはどうかという話なんですけれども、後で、どんなものを置くかがはっきりしてから、大きさもありますので、それを見ながら作っていかうと思います。作らないということではなくて、棚等を作るときには、そこに置く備品等を確認してから作っていきたいなというふうに思っております。

そして、手洗いの場所がないんじゃないかなということですが、管理棟内には、救護室には作っておりません。議員おっしゃったように、外の水栓を使っただるか、トイレのほう、あるいは事務室の中の水道水を使っもらうような形で、対応していきたいなというふうに思っております。

そして簡易ベッドのほうについては、これは設置をさせていただく予定でございます。備品として、この工事とは別に用意をさせていただくという形です。連絡システムのほう、電話とかWi-Fiのほうは設置をさせていただくことになっております。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 伊原邦雄議員。

○13番（伊原邦雄君） 管理棟、5,000万円ということですが、これ当初の予算に計上されていたものでしょうか。

それと、これ何坪で、坪単価はお幾らになりますか。図面を見るとトイレが主なもので、あとは倉庫と事務室ということで構造物は空間ですよね。そうすると、何か感覚的に5,000万円というのは何か高そうな気が、私は持ちました。以前にも看板塔を造って、それも数百万円というお金かかっていますけれども、それらは当初予算にもう想定されていたものなんではないでしょうか。ちょっと素朴な疑問がありますので……もう一回やる、聞こえた。そういったところをちょっとお願いいたします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） お答えさせていただきます。

まず、予定価格5,200何がしというところなんですけれども、これ、当初予算というよりは、前年度の繰越明許をさせてもらってありますけれども、その予算で対応させていただいているものでございます。

そして、坪単価は幾らなのかということで、平米当たりで割ると、平米当たり63万円ということで、大体坪単価だと200万円程度ということでございます。何が単価を押し上げているかということ、やはりトイレ、先程議員おっしゃったようにトイレが大きなものとなっております。水回りということでございます。多目的トイレ、オストメイト付きのトイレということでございますので、その辺の費用もかなりかかっておりますし、また公衆トイレということで、浄化槽も大きなものになっております。その辺で事業費を引き上げているというような形でございます。

以上でございます。

○議長（田邊明佳君） 伊原議員。

○13番（伊原邦雄君） ごく簡単にお答えいただきましたけれども、坪200万円。要するにほとんどが、半分以上は事務室と倉庫と救護室で何の造作もないわけですよ。ほとんどがトイレなんだけれども、トイレに金がかかるということだけれども、本当に坪200万円かかる

でしょうか。私にはちょっと、非常に疑問に持つところですね。

でも、そういうふうに決定したならしようがないかもしれないけれども、もう一度お尋ねします。本当に坪200万円かかるのでしょうか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 議員の言うことは何となく分かるんですけども、やはり何ていうのか、当初の考えではもう少し低かった、4,000万円弱ぐらいの考えでいたんですけども、それでもこの物価上昇が続いた中で、やっぱりそれが高くなって来たというのが否めないことをございます。

何ていったらいいんですか、一般家庭とはちょっと違って、公共施設の事務室とか公衆用トイレとなるとやはり、具体的にちょっと何ていうのかな、家庭で使うものとはちょっと違うものを入れるという部分もありますので、建物自体についても、基礎なんかについても、その辺で事業費が上がって来ているということで、決して高く見積もっているわけではないというふうに、私は思っております。

そして、これは私どもではじいたというよりは、設計事務所に設計、積算までしていただいておりますので、その中で適正価格での入札ということだというふうに認識しております。以上です。

○議長（田邊明佳君） 伊原邦男議員。

○13番（伊原邦雄君） 以前から感じてはいますけれども、公共物、それは多分値切ることもしないで、何か高いなという感じは今まで持っていました。これからもなるべく、やはり税金を使うわけですから、そんなに立派なものは要らないですよ。最低限のもので出来るはずなんですよ。

これ1階の平家ですよ。平家でトタンぶき、それが何で5,000万円もするのかという素朴な疑問が町民には出て来ると思います。みんな知らないんですよ、5,000万円これにかかったということ。それはよく認識していただいて、今後、そういった見方もあるということでご理解いただければと思います。

終わります。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありませんか。

小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） それでは伺いますけれども、これ一般競争入札で行っています。この参加業者というのは、これは一宮の業者さんが2者ということでありましてけれども、県のや

つを見ると、建築に関しては睦沢町で出来る業者かどうか分からないですけども、7者が参加資格になっていると思うんですよ。その中で、睦沢町の業者は出来ないのか。このくらいの建物だったら出来るんじゃないかと思うんですよ。

そこで、一般競争ですから、相手が入ってこないことには何とも出来ないのは分かりますけれども、町で把握している限り、この睦沢の業者7者が出来るか出来ないか、やれば出来るのか出来ないのか、お伺いします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 2者の申込みということでございますけれども、入札の参加の資格要件というのがございます。これについては、千葉県睦沢町に申請した建築一式の工事が、総合点数で900点以上なければいけないということで、睦沢町の建築業者はちょっと対象外ということでございます。

そして、2者ということで、一宮からという話でしたけれども、広く県下に公募をさせてもらった中での2者ということでございます。

町内の業者が出来るか出来ないかということは分かりませんが、この程度の内容であれば出来るのではないかとということも、多分出来ると私のほうは思いますが、あくまでも行政として決まったことについての要綱、あるいは規則の中での入札の参加資格ということですので、その辺はご理解をいただきたいなというふうに思っております。

また一般競争入札するということは、睦沢町建設工事に係る一般競争入札の実施要領というのがございまして、睦沢町が発注する設計額5,000万円以上の、全ての工事は一般競争をするということになっておりますので、それに従って入札を行ったものでございます。

以上です。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） ということは、5,000万円以上であればということですよ。もしこれ設計金額が4,999万円だったらどうなのか。

それと、もう一度構造について伺いますけれども、先程議員さんのほうでトタンとか言いましたが、構造はどうなっているのか。それとあとは設計額、ちょっと正確なところの設計額を教えてください。それで、それに対する落札額のパーセンテージですね。これをお願いします。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） まず、一般競争5,000万円の全ての工事に適用するというこ

とで、4,999万円ならどうなのかということなんですけれども、4,999万円であってもランク的にはやっぱりA、Bということになりますので、点数的にはほぼ同じような形になります。一般競争から指名にしたところで、町内の方はちょっと入れないのかなというところがございます。

そして、設計額ですけれども、設計額は予定価格と同額でございます。5,204万1,000円でございます。それに対して落札が5,192万円ということでございます。

そして構造でございますけれども、ちょっとお待ちください。屋根については役場と同じような鋼板になるということです。ほかについては木造ということでございます。

以上でよろしいでしょうか。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

（「落札率」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） すみません。落札率については99.76%でございます。

○議長（田邊明佳君） 小川清隆議員。

○3番（小川清隆君） ありがとうございます。

大体、入札落札となると、これ1%とか、最初から設計金額に対する、入札ですから、入れたところが安ければそこが落ちるんですけれども、こういう場合どうなんですかね。せいぜい7%とかそこら辺の価格の減というか、落札額のところになるのが普通じゃないかともちょっと思うんですけれども、この点について伺います。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） おっしゃるとおり、安く落札したほうがいいということで、私のほうもそういう期待はあったんですけれども、先程から申し上げているように、建築資機材については、物価の上昇がやや落ち着いて来たとはいえ、まだこの先不透明なことがあることや、資材の入荷についても、いまだに不安定要素が拭い切れないということもありますので、業者さんのほうでも、2者ということもありまして、受注に対して敬遠ぎみであったということが想定されます。

そして、予定価格に対して落札額が高かったということについても、同様の要因によるものと思われま。

今回の入札状況については、社会経済情勢の不安定さに起因するものと思われまので、この場合、致し方ないのかなというふうに思っております。ご理解をお願いしたいと思いま

す。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑ありませんか。

島貫 孝議員。

○2番（島貫 孝君） 事務棟、管理棟、トイレの完成が来年2月末だということなんですが、みどりの広場全体で6年度4月オープン予定だと思っんですが、オープン予定だということは、ホームページとか広報とかで周知されていると思うんですが、いつからあそこを使えるんだという声を町民から非常によく聞きます。

フェンス沿いに40周年の垂れ幕があると思うんですが、あの脇ぐらいに、6年度4月オープンと分かりやすく、町民の目につくような形で示す予定はありますか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） ありがとうございます。おっしゃるとおりに、ホームページとか広報のほうで周知はさせていただいているところなんですけれども、その辺について現地にということなんですけれども、その辺については検討させていただきたいと思います。

○議長（田邊明佳君） 他に質疑はありますか。

伊原邦雄議員。

○13番（伊原邦雄君） 先程からの追加してね。これ設計図をよく見たら、便器が四つ、洗面台が五つで、何で5,000万円もかかるのという疑問があるんですよ。しかも木造平家。トタンぶきとは言わないけれども鋼板ぶき。それってそんなにかかるのかなと思うけれどもね。

私の常識が間違っているなら、これは私がおかしいかどうか分からないけれども、普通、公共のものをつくる場合には、やっぱり高いなというイメージがあります。だけど便器四つ、洗面台、これ見ただけだと五つ、それでこの狭さ。それで何で5,000万円もかかるのかなというのがあります。答えなくて結構です。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

他に質疑はありますか。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） 建物の中にトイレ、このトイレが主目的のような建物になっていますけれども、ここは設置された場所が役場と隣接していて、役場のトイレと共用で使えなかったものなんですか。その辺に何か制約か何かありましたか。広場にはトイレがなくちゃいけ

ないというのは分かるんですけども、役場のトイレを使って、併用して使えばいいんじゃないかという、そういう考えでやればこんなことにならなかったのかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） トイレの数等については、補助金を頂いている事業ですので、広さとかそういうものに対しての制限がかかっている、これ以上の大きなものは造れない。議員が言うには、もっと小さく造って役場のを併用したらいいんじゃないかということなんですけれども、この広さの公園を普通に使うには、これだけのトイレが必要だというふうになります。

そして、例えばお祭りだとか大きなイベントとか大会だとか、そういうものを行ったときには、当然これでは足らなくなるというふうに思いますので、そういうときには、役場のトイレも併用して使うような立てつけにしておりますので、決してこのトイレの数が多過ぎるということで、そんなに多くないんですけども、設置したものではありません。みんなが使うときには役場のトイレも使っていきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） つまり、トイレが大きい小さいの問題ではなくて、最初から役場のトイレを使えばよかったんじゃないですかということです。そこに何か問題ありましたかということですか。

○議長（田邊明佳君） 鈴木企画財政課長。

○企画財政課長（鈴木政信君） 役場のトイレは役場のトイレであって、公園はやはりみんなが自由に使えるというのが原則でございますので、公園にトイレがないというのはやはり不便ということもありますので、それは最初から造るという考えでおりました。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

久我真澄議員。

○6番（久我真澄君） この建物に限らず、これから公共施設を造っていくに当たっては、もう共用していくということが多分前提になるかと思うんですよ。何とかその辺はそういうことを、学校でも避難所と共用するとかそういう格好になるじゃないですか。そういうことを

よく考えながら造ったほうがいいんじゃないかなということですが。

以上です。

○議長（田邊明佳君） よろしいですか。

他に質疑はありますか。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第2号 契約の締結については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立多数です。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで午後1時まで休憩といたします。

（午前11時48分）

（休憩中議会運営委員会開催）

○議長（田邊明佳君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 1時00分）

○議長（田邊明佳君） 先程の休憩時間に議会運営委員会が開催されています。

内容について、5番、丸山克雄委員長から報告願います。

丸山克雄委員長。

○議会運営委員長（丸山克雄君） ご報告申し上げます。

先程の休憩中に正副議長室において、田邊議長出席の下、議会運営委員会を開催いたしました。案件は、本日採択されました陳情2件についての、意見書提出に関する発議案2件の

取扱いについて協議を行いました。

その結果、意見書提出に関わる発議案2議案を追加日程として、本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。よろしくご協力のほどお願いいたしまして、議会運営委員会からの報告といたします。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

◎日程の追加

○議長（田邊明佳君） ここでお諮りいたします。

ただいま報告のありました発議案2件については、議会運営委員会で決定のとおり、追加日程として本日の日程の最後に加えることにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって、発議案2件については追加日程として、本日の日程の最後に追加することに決定いたしました。

ここで、追加議事日程及び発議案を配付させます。

（追加議事日程、発議案配付）

○議長（田邊明佳君） 配付漏れはございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 会議を続けます。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第11、議案第3号 町道路線の認定変更についてを議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

大塚産業建設課長。

○産業建設課長（大塚晃司君） 議案第3号 町道路線の認定変更について提案理由を申し上げ

げます。

議案審議資料の45、47ページも併せてご覧ください。

初めに、寺崎地先に存する町道257号線、町道259号線、町道305号線、町道306号線、町道308号線、町道310号線、町道311号線、町道314号線、町道315号線、町道317号線の10路線がありますが、現在、一宮川で実施されている河川激甚災害対策特別緊急事業での河道拡幅により、町道の一部が河川敷となることから、町道路線の認定変更を行うものです。

次に、下之郷地先に存する町道1712号線ではありますが、睦沢町総合運動公園みどりの広場の整備に伴い、町道路線の認定変更を行うものです。

なお、認定変更に伴う町道の起点、終点、幅員、延長は、それぞれ議案書に記載の調書のとおりとなります。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第3号 町道路線の認定変更については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 日程第12、議案第4号 令和5年度睦沢町一般会計補正予算（第2

号)を議題といたします。

職員に議案の一部を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

本案について、提案理由の説明を求めます。

鈴木企画財政課長。

○企画財政課長(鈴木政信君) 議案第4号 令和5年度陸沢町一般会計補正予算(第2号)

について、提案理由のご説明を申し上げます。

本補正予算は、4,122万6,000円を追加し、補正後の予算額を歳入歳出それぞれ37億5,018万円とするものです。

まず歳出からご説明いたします。

2款1項6目企画費につきましては、地域づくり活動支援事業の募集をしたところ、町制施行40周年を応援する提案等が当初の見込みより多く寄せられたことから、当該補助金の追加を計上しました。また、スマートウェルネスタウン地域優良賃貸住宅8号棟の退去に伴い、敷金の返還金を計上いたしました。あわせて、5目財産管理費では、退去後の新たな入居1件分の敷金について、条例に基づき地域優良賃貸住宅敷金基金に積立てを行います。

2款1項10目諸費につきましては、川島区民センター等の修繕に対し、地区集会施設等補助金を計上しました。

3款1項1目社会福祉総務費につきましては、電力・ガス・食料品等の価格高騰による負担増を踏まえ、住民税非課税世帯等の低所得世帯に対し、国から1世帯当たり3万円を支給する方針が示されたことに伴い、対象として700世帯分の給付を見込み、計上しました。また、償還金につきましては、住民税非課税世帯等臨時特別給付金の令和3年度補助金の額が確定したことから、精算による返還金を計上いたしました。

3款2項2目児童措置費では、低所得子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を支給する子育て世帯生活支援特別給付金事業に係る経費を計上いたしました。あわせて、小学1年生から中学3年生及び未就学児を対象に1万円を支給する、子どもの成長応援臨時給付金給付事業に係る経費を計上いたしました。

5款1項3目農業振興費につきましては、川島営農組合において、作業効率向上のためのコンバインの導入に伴う国庫補助金の内示があったことから、産地生産基盤パワーアップ事

業補助金を計上しました。

歳入につきましては国県支出金、一般財源は財政調整積立基金及びふるさと創生基金からの繰入れにより調整いたしました。

よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第4号 令和5年度陸沢町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎報告第1号の上程、報告

○議長（田邊明佳君） 日程第13、報告第1号 令和4年度陸沢町一般会計繰越明許費繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知を願います。

◎報告第2号の上程、報告

○議長（田邊明佳君） 日程第14、報告第2号 令和4年度陸沢町一般会計事故繰越し繰越計算書についてを議題といたします。

職員に報告書の一部を朗読させます。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

本件については、以上のとおりご承知願います。

◎発議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（田邊明佳君） 追加日程第1、発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

山本書記。

（山本書記朗読）

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

7番、久我政史議員。

○7番（久我政史君） 発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてご説明いたします。

義務教育費国庫負担制度は、教育の水準や機会均等を確保する基盤づくりのための制度です。また、地方財政の安定のため、国が必要な財源を保障するとの趣旨で確立されたものがあります。

自治体の財政の違いによって、子どもたちが受ける教育水準に格差があってはなりません。義務教育の水準確保と地方教育行政の充実を図るには、一人一人の子どもたちにきめ細かな教育と、よりよい教育環境を保障するための、教育予算の一層の拡充が必要です。

よって、義務教育費国庫負担制度の堅持を強く求めるものであり、議員各位の格別なるご理解を賜りたくお願い申し上げ、提出者の説明といたします。

以上、よろしく願いいたします。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんね。

(発言する者なし)

○議長(田邊明佳君) ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(田邊明佳君) 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第1号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(田邊明佳君) 起立全員です。

したがって、発議案第1号は原案のとおり提出することに決定いたしました。

◎発議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長(田邊明佳君) 追加日程第2、発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを議題といたします。

職員に発議案を朗読させます。

山本書記。

(山本書記朗読)

○議長(田邊明佳君) ご苦労さまでした。

続いて、提出者の説明を求めます。

7番、久我政史議員。

○7番(久我政史君) 発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出について説明いたします。

教育は、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を担っています。しかしながら、社会の変化とともに子どもたち一人一人を取り巻く環境も変化し、教育諸問題や子どもたちの安全確保など、課題は山積しております。

子どもたちの健全育成を目指し、豊かな教育を実現するためには、子どもたちの教育環境

の整備を一層進める必要があります。また、地方財政の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力は不可欠です。

よって、国における2024年度教育予算拡充を強く求めるものであり、議員各位の格別なるご理解を賜りますようお願い申し上げ、提出者の説明とさせていただきます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（田邊明佳君） ご苦労さまでした。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

ございませんね。

（発言する者なし）

○議長（田邊明佳君） ないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りいたします。

討論を省略し、採決に入ることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

これから採決を行います。

発議案第2号 国における2024年度教育予算拡充に関する意見書の提出については、原案のとおり提出することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（田邊明佳君） 起立全員です。

したがって、発議案第2号は原案のとおり提出することに決定しました。

本日議決されました意見書2件について、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任願いたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（田邊明佳君） 異議なしと認めます。

したがって字句、数字、その他の整理は議長に委任されることに決定いたしました。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長（田邊明佳君） これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和5年第2回睦沢町議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

(午後 1時27分)